

県立鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いに関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取市（以下「乙」という。）とは、甲が所有する県立鳥取少年自然の家跡地の整備及び乙が所有する市道美術館通りの取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

（総則）

第1条 甲が所有する県立鳥取少年自然の家跡地は次のとおりとする。

所在地	面積
鳥取市桂見字西谷 672 番 1	公簿 28,379.00 m ² 、実測 28,379.87 m ²
鳥取市桂見字宮ノ谷 423 番 1	公簿 39,376.00 m ² 、実測 39,376.78 m ²
鳥取市高住字鶯谷奥 859	公簿 18,199.00 m ² 、実測 18,199.87 m ²
鳥取市高住字鶯谷奥 863 番 4	公簿 275.00 m ² 、実測 275.13 m ²

2 乙の市道美術館通り事業（以下「事業」という。）の区間等は次のとおりとする。

路線名	区間	延長
市道美術館通り	起点：鳥取市高住地内から 終点：鳥取市桂見地内まで ※別図参照	1.06 km

（多目的広場等の整備方針）

第2条 甲は、県立鳥取少年自然の家跡地に、多目的広場及び遊歩道を中心とした施設（以下「多目的広場等」という。）を整備する。

2 多目的広場等の整備後は、鳥取県立とっとり出合いの森及び鳥取市出合いの森公園（以下「出合いの森」という。）の一部として一体的に管理し、広く県民の利用に供する施設とする。

3 出合いの森の維持管理に係る費用のうち、多目的広場等に係る部分は、甲が負担するものとする。

4 甲は、多目的広場等への進入路となる管理道（以下「広場管理道」という。）について、現在の市道美術館通り等を活用して多目的広場等の整備事業の中で整備を行う。

（市道美術館通りの取扱い）

第3条 乙が事業を中止することを決定した場合、甲と乙は以下の対応を実施する。

（1）乙は、市道美術館通りの廃止について、定例市議会に議案を提出し、議決を得た後は、速やかに廃止の告示を行うものとする。告示後市道美術館通りに係る権利（既整備部分及び用地に関する権利を含む。）を甲に移転するとともに、管理引継ぎを行うものとする。

（2）乙は、管理引継ぎまでに次の処理を行う。

ア 道路に係る土地の境界を整理する。

イ 道路台帳及び台帳図面等の引継ぎを行う。

ウ 道路占用物件等の引継ぎを行うとともに、既占用者に改めて甲に対して占用許可申請を行うよう指導する。

（3）乙は、事業の用地取得に係る国庫補助金の取扱いについて国土交通省と協議を行い、

返還が必要な場合には返還手続を行う。

(4) 甲は、多目的広場等の整備事業のために第1号の規定による移転を受けることに伴い、次に掲げる額の合計額に相当する負担金を乙に支払うものとする。

ア 市道美術館通りの整備に係る乙の実質負担額（乙が既に支出した整備に係る事業費から国庫補助金額及び地方債に係る交付税措置額を控除した金額をいう。）

イ 市道美術館通りの整備のための用地取得に係る国庫補助金の返還を要することとなった場合には、当該返還額及び返還手続の一環としての不動産鑑定評価に要した費用の額

(5) 甲は乙に第1号の規定による移転の前に広場管理道の整備に着手することが必要となる場合は、甲から乙に協議を行い、乙はそれに同意することとする。

(6) 広場管理道は、市道に準じて甲が維持管理を行う。

(鳥取県議会附帯意見の尊重)

第4条 甲は、鳥取県議会平成29年2月定例会議案第1号「平成29年度鳥取県一般会計予算」の議決に当たり付された鳥取県立美術館整備推進事業に係る附帯意見について、これを尊重するものとする。

(定めのない事項等)

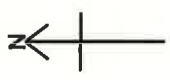
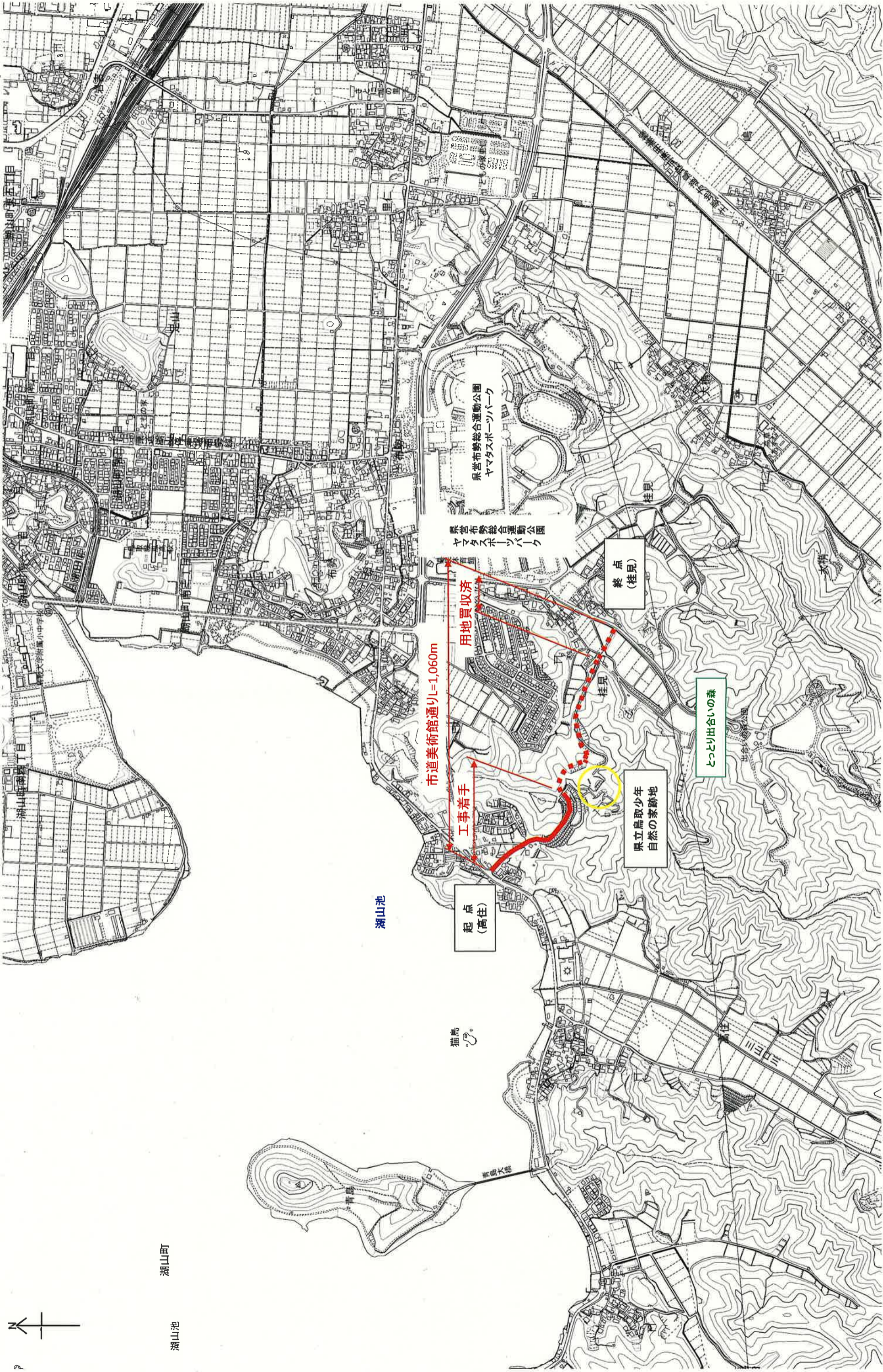
第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定める。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月8日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取市幸町71番地
鳥取市
鳥取市長 深澤義彦



湖山町

湖山池

湖山池

猫島

起点
(高住)

市道美術館通りL=1.060m

工事着手

用地買収済

県営布勢総合運動公園
ヤマトスポーツパーク

終点
(桂見)

県立鳥取少年
自然の家跡地

とっとり出会いの森